パインブリッジ・ワールド株式・オープン

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

2026 年 7 月 15 日

この目論見書により行う「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 1 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 1 月 15 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を 2026 年 7 月 14 日に関東財務局長に提出しております。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」は世界各国の株式を主要投資対象としていますので、組入れた株式の価格下落や当該株式の発行者の経営・財務状況の悪化等および為替相場の変動により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　カーク・チェスター・スウィーニー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JA ビル
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」
投資信託説明書（請求目論見書）　目次

第一部　証券情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第二部　ファンド情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第１　ファンドの状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
１　ファンドの性格	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
２　投資方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
３　投資リスク	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
４　手数料等及び税金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
５　運用状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第２　管理及び運営	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
１　申込（販売）手続等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
２　換金（解約）手続等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
３　資産管理等の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
４　受益者の権利等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第３　ファンドの経理状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
１　財務諸表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
２　ファンドの現況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第４　内国投資信託受益証券事務の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第三部　委託会社等の情報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第１　委託会社等の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
１　委託会社等の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
２　事業の内容及び営業の概況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
３　委託会社等の経理状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
４　利害関係人との取引制限	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
５　その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90

（添付）信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

パインブリッジ・ワールド株式・オープン

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

※略称として「ＷＥＯ」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

※前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

なお、収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年1月15日（木）から2027年1月14日（木）まで

※ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には取得申込の受付は行いません。

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

取得申込にかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振込まれます。

※申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には取得申込の受付は行いません。取得申込の受付は、原則とし

て、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

②取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。また、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。

③取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）

④収益分配金の受取方法には、収益の分配時に分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引後再投資する「分配金再投資コース」の 2 つの方法がありますので、取得申込時にご選択ください。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

※分配金再投資コースを選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式		**グローバル（日本を含む）**	
一般	年１回	日本	
大型株			
中小型株	年２回	北米	**あり（適時ヘッジ）**
債券	年４回		
一般		欧州	
国債	年６回		
社債	（隔月）	アジア	
その他債券			
クレジット属性（　　）	**年12回（毎月）**	オセアニア	
不動産投信		中南米	なし
	日々		
その他資産（　　）		アフリカ	
	その他（　　）		
資産複合（　　）		中近東(中東)	
資産配分固定型			
資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類・属性区分の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内外…目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

株式…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

株式 一般…目論見書または信託約款において、主として株式（株式 一般…大型株、中小型株の属性区分に当てはまらないすべてのもの）に投資する旨の記載があるもの

年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

グローバル（日本を含む）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるもの

為替ヘッジあり（適時ヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの（当ファンドにおいては、基本的に為替ヘッジを行わないが、為替動向により適時ヘッジを行うものとする。）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

1）世界各国（エマージングカントリーを含みます。）の株式市場を投資対象として、バリューアプローチによって、本源的価値を下回った価格で取引されている割安銘柄の発掘に努め、厳選して投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

2）当ファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。

≪MSCIワールド・インデックスとは≫

MSCIワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界主要国の株価指数を各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIワールド・インデックスはMSCI Inc.の知的財産であり、その著作権、知的財産権の一切は同社に帰属します。

3）外貨建て資産については基本的には対円での為替ヘッジを行わない方針ですが、為替動向により円高が見込まれる場合には、為替ヘッジを行うこともあります。

4）実際の運用にあたっては、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）（以下「ブランデス社」といいます。）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

≪ブランデス社の概要≫

ブランデス社は、徹底したリサーチと差別化されたプロセスに基づくバリュー投資（割安株投資）で定評のある運用会社です。1974年に設立され、米国カリフォルニア州サンディエゴに本社があります。2026年3月末時点の運用総資産額は464億米国ドル（約7.3兆円（1米国ドル

＝159 円で換算））です。

＜ブランデス社のバリュー戦略のイメージ＞

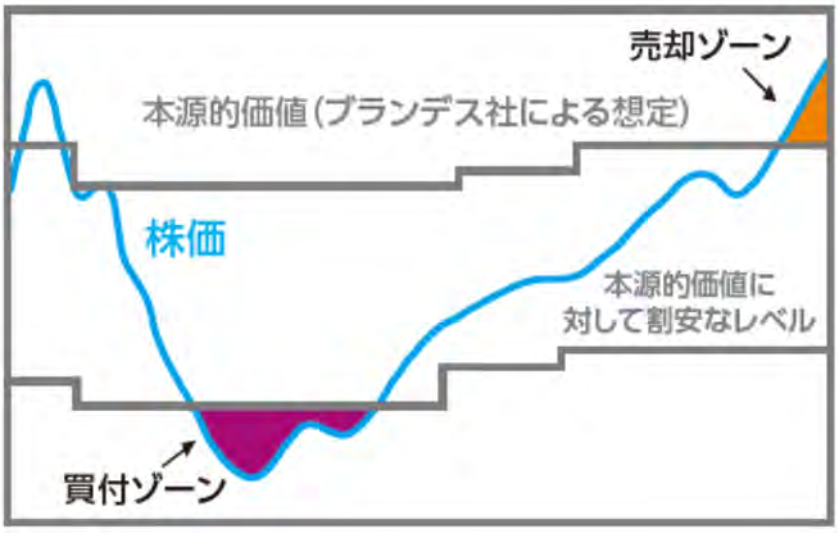

※上記はイメージ図であり、いかなる記載事項も、将来の投資機会または運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

≪バリューアプローチとは≫

「マーケットで取引されている価格とは別に、企業には投資価値というもう一つの価格があり、株価と投資価値は循環などにより一時的に大きく離れることがあるが、長期的に見れば株価は本来の投資価値に戻る」という考えに基づき、企業のもっている投資価値、つまり本源的な価値（バリュー）を様々な財務指標およびマクロデータ、企業訪問などで得られたデータを分析することによって算出し、それをもとに実際の株価と比較して、割安だと判断した企業に投資するという手法をいいます。

＜ブランデス社の銘柄選択プロセス＞

5）毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

●分配金の水準は委託会社が分配方針に基づき決定します。分配対象額の範囲内で、毎月一定水準の分配金を支払うことを目指しますが、運用状況等により、その水準の見直しを行うことがあります。

※収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

※収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（注）詳しくは後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

＜分配金の決定プロセスの変更について＞

当ファンドでは、毎年 1 月 15 日および 7 月 15 日の決算日（休業日の場合は翌営業日）時点の基準価額水準を参照し、分配対象額の範囲内で当該基準価額水準の概ね 1%程度の分配を行うことを基本的な分配金の決定プロセスとしておりました。

しかしながら、安定的かつ持続的な分配に対するニーズ等に対応するため、これまでの決定プロセスを見直し、今後は特に基準価額等に対する定率の基準を設けずに、市況動向、運用状況等も勘案して、委託会社の判断で分配金を決定することといたします。

受益者の皆さまには、何卒ご理解いただきますとともに、今後も当ファンドをよろしくお願いいたします。

※市況動向、資金動向等によっては、前記の運用を行うことができない場合があります。

［世界株式投資の特徴］

●世界株式市場は、さまざまな経済・金融の変化を受けて変動します。

<世界株式の推移(過去20年間)>

※世界株式は、MSCIワールド・インデックス(配当込み、現地通貨ベース)を示しています。

(出所:MSCI)

●世界株式市場の騰落率上位国は年毎に入れ替わる傾向があり、一国集中で投資をすると変動が大きくなる可能性があります。

<世界の株式市場の騰落率上位国推移>

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年*
1	香港 37.2%	オーストラリア △1.9%	オランダ 36.1%	米国 21.4%	オランダ 37.5%	英国 7.2%	日本 29.0%	米国 25.1%	スペイン 62.3%	オランダ 25.9%
2	米国 21.9%	米国 △5.3%	米国 32.8%	オランダ 14.3%	スウェーデン 36.2%	オーストラリア 1.7%	デンマーク 28.0%	カナダ 23.0%	カナダ 31.5%	日本 18.1%
3	日本 20.1%	スイス △7.1%	スイス 31.2%	世界株式 14.1%	フランス 29.7%	日本 △4.1%	米国 27.1%	世界株式 21.6%	英国 25.9%	米国 10.2%
4	世界株式 19.1%	世界株式 △7.4%	フランス 30.8%	日本 9.2%	米国 27.0%	カナダ △5.8%	世界株式 23.7%	日本 21.2%	日本 24.7%	世界株式 10.0%
5	スイス 18.5%	香港 △8.5%	世界株式 28.9%	スウェーデン 9.2%	カナダ 25.8%	フランス △6.9%	オランダ 22.1%	ドイツ 18.4%	オランダ 21.8%	カナダ 9.7%
6	オランダ 17.9%	フランス △8.5%	ドイツ 23.9%	カナダ 4.3%	世界株式 24.7%	世界株式 △15.6%	ドイツ 19.8%	オーストラリア 11.7%	ドイツ 20.9%	スペイン 6.8%
7	フランス 14.1%	英国 △8.7%	オーストラリア 23.2%	ドイツ 3.0%	スイス 24.0%	スイス △16.3%	フランス 18.1%	英国 9.5%	世界株式 19.6%	英国 6.7%
8	ドイツ 12.9%	オランダ △9.5%	カナダ 22.9%	スイス 3.0%	英国 19.6%	ドイツ △16.5%	オーストラリア 14.2%	オランダ 8.1%	米国 18.6%	スイス 5.1%
9	英国 11.8%	カナダ △9.7%	日本 18.9%	オーストラリア △0.8%	オーストラリア 16.3%	スウェーデン △16.7%	カナダ 13.3%	スイス 6.6%	スイス 17.8%	オーストラリア 3.5%
10	オーストラリア 11.2%	日本 △14.9%	英国 16.3%	フランス △3.9%	ドイツ 13.9%	米国 △19.5%	英国 7.7%	スウェーデン 6.5%	フランス 14.3%	ドイツ 3.5%
11	カナダ 9.2%	ドイツ △17.7%	香港 10.8%	英国 △13.2%	日本 13.8%	オランダ △22.9%	スイス 6.3%	フランス 1.8%	オーストラリア 6.7%	フランス 2.9%

※上記は、各年末のMSCIワールド・インデックスの構成国上位10ヵ国をもとに、各国別指数(配当込み、現地通貨ベース)の年間騰落率を上位順に示しています。また世界株式はMSCIワールド・インデックス(配当込み、現地通貨ベース)を示しています。

(*2026年は5月末時点)

(出所:MSCI)

［MSCI ワールド・インデックスについて］

●MSCIワールド・インデックスは、先進国の株式市場全体を表す指数で、現在23ヵ国・地域で構成されています。

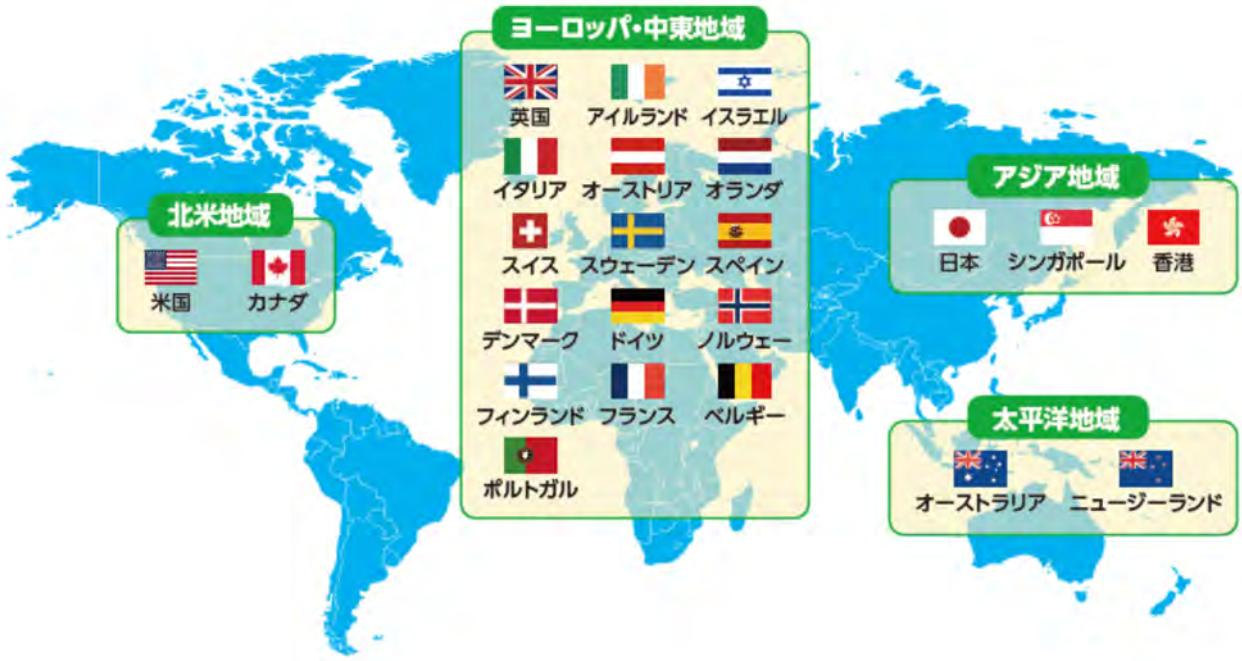

●MSCIワールド・インデックスは、地域・国・業種・銘柄において幅広く分散された代表的な指数です。

<国別時価総額比率>

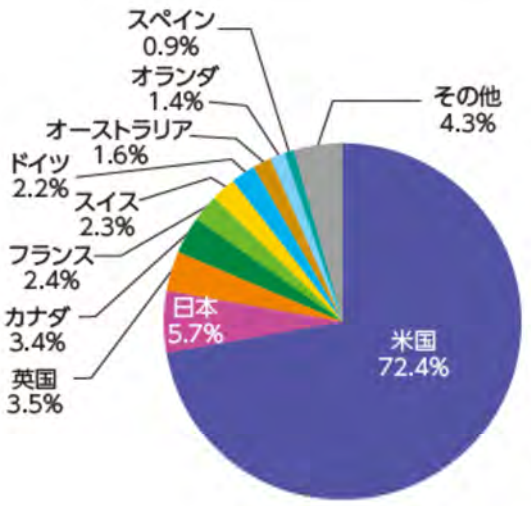

<業種別構成比率>

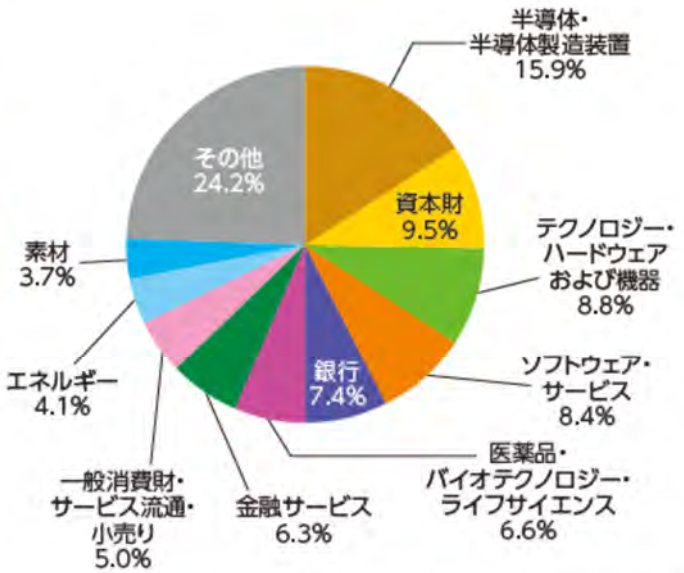

(出所:MSCI、2026年5月末時点)

≪収益分配金に関する留意事項≫

●収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

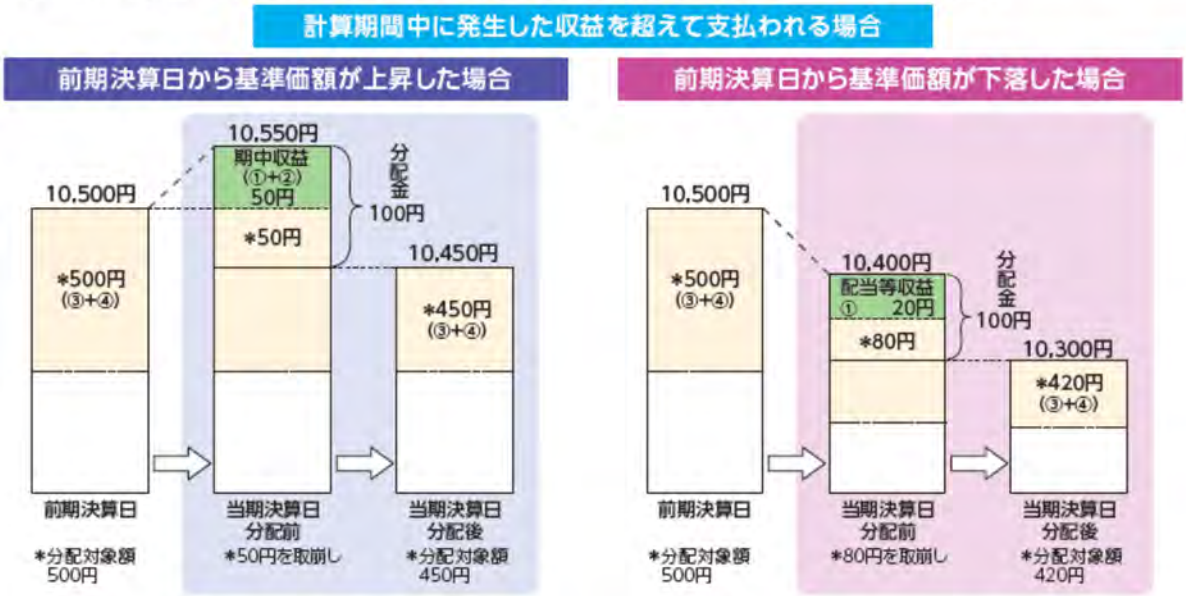

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

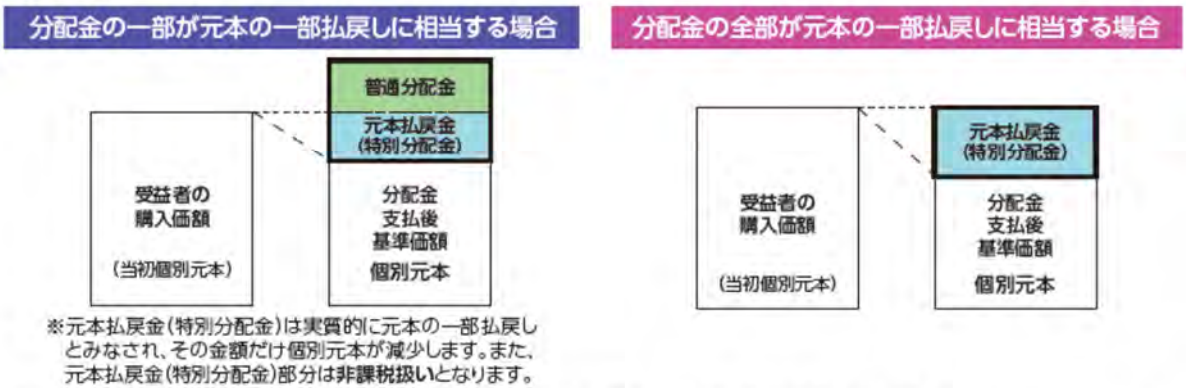

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金　　：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④信託金限度額

1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

1998年11月12日	ファンドの信託契約締結、設定、運用開始
2001年 7月 1日	ファンドの名称変更（「AIMIC ワールド株式・オープン」を「AIG ワールド株式・オープン」に変更）
2009年12月 1日	ファンドの名称変更（「AIG ワールド株式・オープン」を「パインブリッジ・ワールド株式・オープン」に変更）
2010年 7月16日	運用の指図権の一部をブランデス･インベストメント･パートナーズ･エルピーに委託開始、収益分配の時期を年2回決算から毎月決算に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

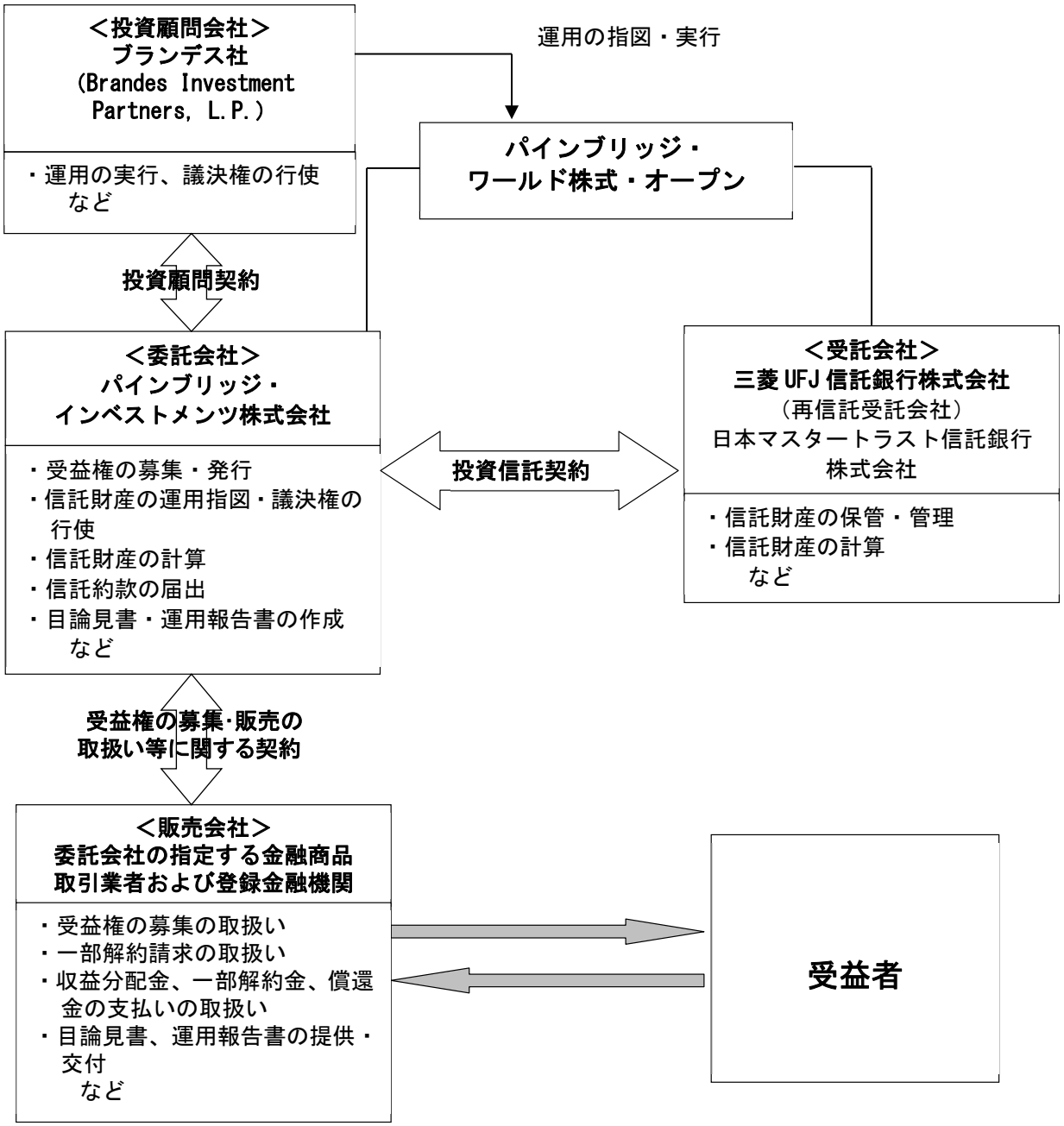

※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

※投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用に関する指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額　1,000,000,000円（2026年5月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月　当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月　エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月　エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。

2001年 7月　エイアイジー投信投資顧問（AIG 投信投資顧問）株式会社に商号変更。

2002年 4月　株式会社千代田投資顧問と合併。

2007年 4月　AIG インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月　AIG インベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月　エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG 日本証券会社）との事業統合。

2009年12月　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2026年5月末日現在）

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	42,000株	100％

・PineBridge Investmentsについて

確信度の高い銘柄選択によるアクティブ運用を強みとするグローバル資産運用会社です。様々な分野・市場・地域に精通した専門家が協力し、最良の投資アイディアを共有することのできるオープンな企業文化を有しています。

2025年12月、メットライフの機関投資家向け資産運用部門であるメットライフ・インベストメント・マネジメントと経営統合いたしました。2026年3月31日時点における合計運用資産額は7,363億米ドルとなっており、公募債、私募債、不動産、株式、マルチアセットソリューション、保険会社向けソリューションなど、幅広い分野で世界中の顧客にサービスを提供しています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

②運用方法

1）世界各国（エマージングカントリーを含みます。）の株式市場を投資対象として、バリューアプローチによって、本源的価値を下回った価格で取引されている割安銘柄の発掘に努め、厳選して投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

2）実際の運用にあたっては、ブランデス･インベストメント･パートナーズ･エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

3）外貨建て資産については基本的には対円での為替ヘッジを行わない方針ですが、為替動向により円高が見込まれる場合には、為替ヘッジを行うこともあります。

4）有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

5）当ファンドはMSCIワールド・インデックス（円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して積極的な運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、前記の運用を行うことができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から6.の証券または証書の性質を有するもの

8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9．投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）

10．外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

11．外国法人が発行する譲渡性預金証書

12．銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記1．の証券または証書および7．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2．から5．までの証券および7．の証券または証書のうち2．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

①委託会社の運用体制

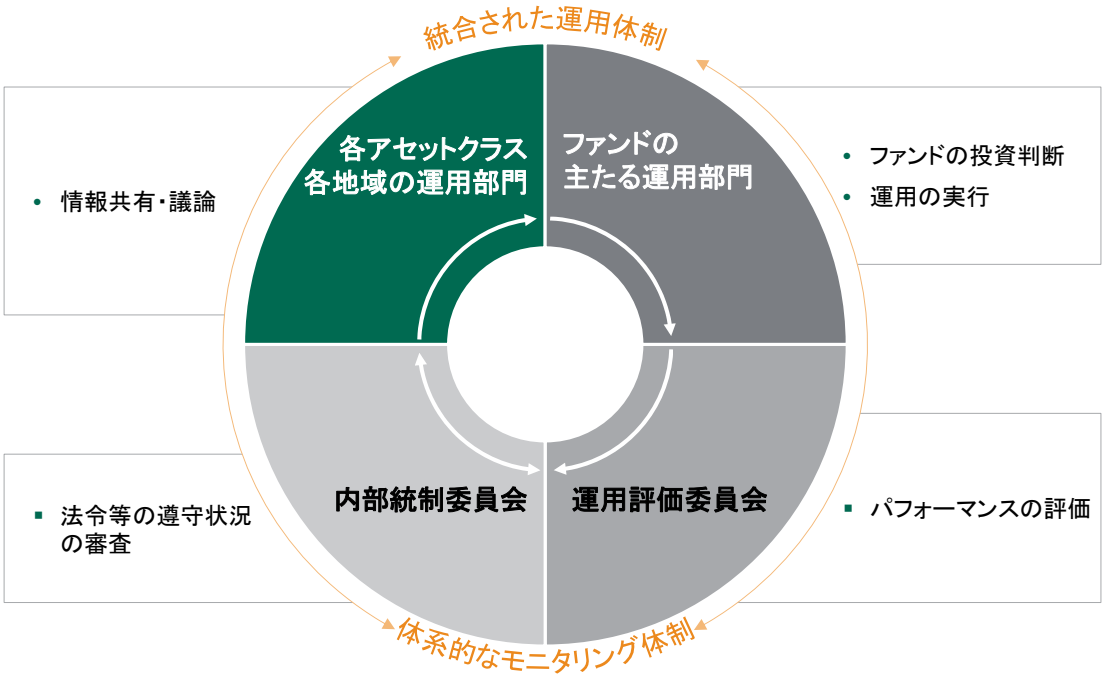

１．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

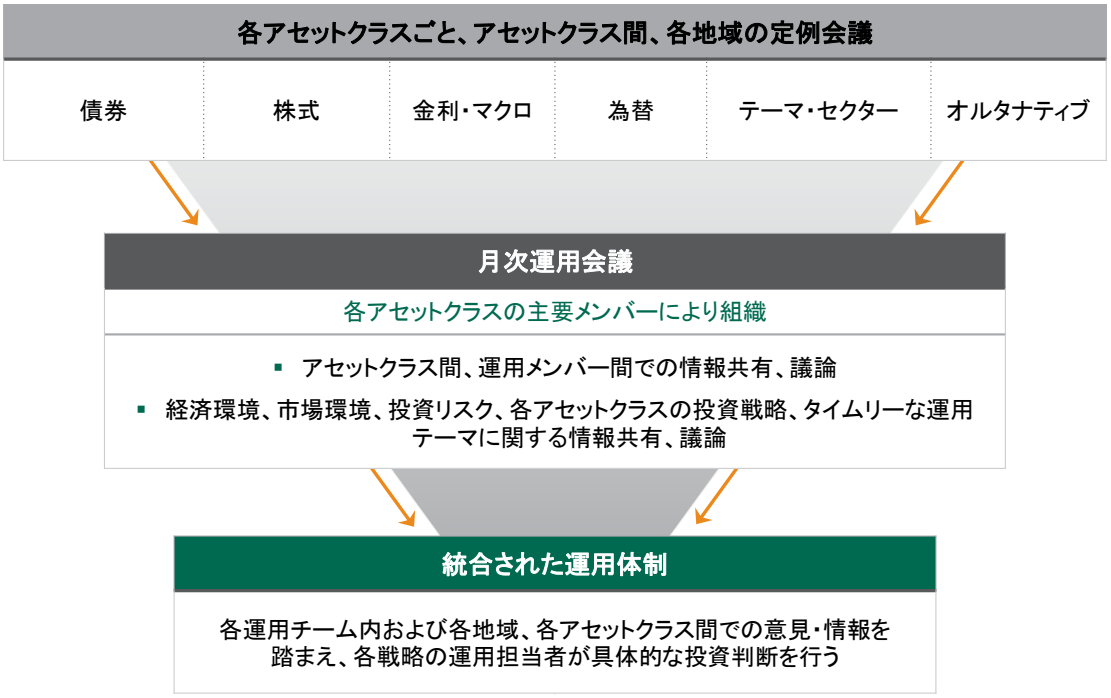

２．パフォーマンス評価とリスク管理

・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

３．ファンドの関係法人に対する管理体制

・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

４．当ファンドの運用担当者に係る事項

・ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー　グローバル大型株式投資委員会
委員会メンバー：4 名、平均運用経験年数：29 年（2026 年 3 月末日現在）

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は 2026 年 5 月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

②ブランデス社の運用体制

１）アナリストにより詳細な調査・分析が行われ、本質的価値の把握に努めます。また、調査・分析結果を投資委員会へ提示します。

２）投資委員会において、本質的価値の承認が行われ、投資判断が決定されます。

３）投資委員会で決定された投資判断に基づき、トレーダーにより売買が執行されます。

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

①毎月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

１）分配対象額は、経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1）収益分配金は、毎決算日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

2）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3）前記１）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

4）受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

・信託約款上の投資制限

①株式への投資には制限を設けません。

②外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

③委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の

10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。ただし、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲

１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２）前記１）の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図

１）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

２）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

３）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（２）投資対象 ②に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約

款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬資金の借入れ

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率

は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑮デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

・法令上の投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの有する主なリスクは、以下の通りです。

①価格変動リスク

当ファンドが投資する株式は、一般に、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドは外貨建て資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。外国為替相場は各国の金利動向、政治・経済情勢その他要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価値が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は

基準価額の下落要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当該投資対象国・地域へ投資する資産の価値の大幅な下落や投資資金の回収が制限される場合があり、これらの影響を受け基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。当ファンドの投資対象国には、これらの支障が生じる可能性が先進国に比べ相対的に高い国・地域（いわゆるエマージング諸国）が含まれています。エマージング諸国への投資には、先進国と比べて相対的に大きなカントリーリスクが伴います。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

⑥その他のリスク・留意点

1．カウンターパーティーリスク

当ファンドは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2．有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。また、大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。

4．資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

６．繰上償還に関わるリスク

当ファンドは、受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

７．取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

８．ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCI ワールド・インデックス（円ベース）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックス・ファンド」）ではありません。

９．収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10．その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

１）委託会社のリスク管理体制

①運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

②法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

③内部統制委員会

月 1 回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

④運用評価委員会

月 1 回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

2）ブランデス社のリスク管理体制

定期的に投資委員会を開催し、運用の意思決定をすべて投資委員会に集約させることで、より精度の高い銘柄選択を行うことがリスクの低減につながると考えています。また、投資ガイドライン・制約に則って運用がなされているかを定期的にモニターしています。日次および週次の例外レポートにて、コンプライアンス上問題となりうる案件かどうか特定できるようになっています。同社では、運用監視委員会（インベストメント・オーバービュー・コミッティー）を設け、ポートフォリオ運用が企業哲学を反映し、運用プロセス通りに実行されているかの確認を行います。

※前記リスク管理体制等は、今後変更することがあります。

＜参考情報＞

＜年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

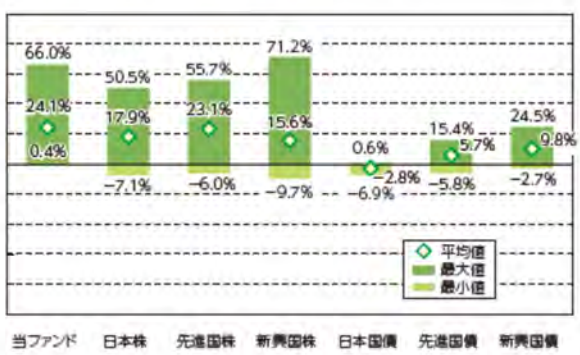

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

●各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)配当込み
先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
日本国債:NOMURA-BPI国債
先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社(以下「ＪＰＸ」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、ＪＰＸが有しています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

※申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.87%（税抜年1.7%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.87%（税抜1.7%）
委託会社	0.99%（税抜0.9%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.11%（税抜0.1%）

委託会社の受取る報酬には、当ファンドの運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。

※運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.495%以内の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬の中から支払います。

※信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の提供・送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息を信託財産から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

※売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

※保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率となります。

②法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISA の対象ではありません。

※外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

注１　個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は 2000 年 4 月 1 日より適用されておりますので、それ以前に受益権を保有していた場合、2000 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注２　元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2026年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025年10月16日～2026年4月15日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

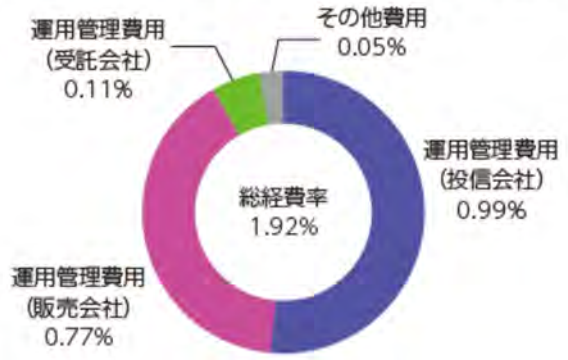

※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
※各比率は、年率換算した値です。
※総経費率については運用報告書にも記載しています。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2026年5月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	4,156,416,227	38.78
	フランス	1,246,214,448	11.63
	イギリス	1,188,739,282	11.09
	台湾	429,444,338	4.01
	ケイマン	378,365,737	3.53
	ドイツ	342,524,719	3.20
	スイス	300,835,555	2.81
	ブラジル	283,376,419	2.64
	韓国	243,319,239	2.27
	オーストリア	218,802,538	2.04
	オランダ	217,713,675	2.03
	香港	201,180,093	1.88
	メキシコ	198,187,047	1.85
	ガーンジー	146,806,319	1.37
	アイルランド	134,795,740	1.26
	カナダ	112,314,046	1.05
	インドネシア	106,066,044	0.99
	日本	101,848,200	0.95
	スペイン	99,157,290	0.93
	バミューダ	95,844,943	0.89
	マレーシア	45,971,689	0.43
	小　計	10,247,923,588	95.61
投資証券	メキシコ	72,522,034	0.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		397,697,686	3.71
合計（純資産総額）		10,718,143,308	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入上位30銘柄（2026年5月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
イギリス	株式	GSK PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	66,136	4,012.76	265,388,391	4,110.27	271,837,081	2.54
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,056	13,616.55	259,477,135	14,176.99	270,156,866	2.52
ドイツ	株式	SAP AG	ソフトウェア・サービス	8,642	26,218.90	226,583,779	28,146.05	243,238,216	2.27
イギリス	株式	SHELL PLC-W/I-ADR	エネルギー	18,134	13,470.04	244,265,867	13,361.66	242,300,410	2.26

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	16,767	14,533.46	243,682,604	14,002.47	234,779,535	2.19
アメリカ	株式	TEXTRON INC	資本財	15,485	14,590.56	225,934,831	14,651.12	226,872,729	2.12
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	11,145	19,895.05	221,730,441	19,872.74	221,481,745	2.07
アメリカ	株式	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	4,886	47,008.89	229,685,450	45,319.35	221,430,387	2.07
スイス	株式	UBS GROUP AG	金融サービス	29,659	7,363.52	218,394,817	7,459.07	221,228,764	2.06
アメリカ	株式	BECTON DICKINSON AND CO	ヘルスケア機器・サービス	9,278	23,041.98	213,783,520	23,655.06	219,471,738	2.05
オーストリア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	11,680	18,027.58	210,562,204	18,733.09	218,802,538	2.04
オランダ	株式	HEINEKEN NV	食品・飲料・タバコ	17,089	12,048.13	205,890,618	12,739.98	217,713,675	2.03
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10,464	20,560.67	215,146,891	20,263.46	212,036,869	1.98
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	120,400	1,783.81	214,771,688	1,670.93	201,180,093	1.88
台湾	株式	WIWYNN CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,000	27,561.42	220,491,428	25,101.94	200,815,560	1.87
アメリカ	株式	FEDEX CORP	運輸	3,046	60,565.01	184,481,027	65,573.04	199,735,498	1.86
メキシコ	株式	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	生活必需品流通・小売り	410,522	501.81	206,007,237	482.76	198,187,047	1.85
アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,288	18,076.41	185,970,208	19,109.26	196,596,140	1.83
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	75,100	2,804.88	210,646,938	2,477.41	186,053,641	1.74
アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	5,713	31,653.95	180,839,073	32,300.38	184,532,091	1.72
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	42,201	4,104.29	173,205,248	4,166.45	175,828,551	1.64
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,631	63,926.54	168,190,746	62,182.82	163,603,001	1.53
フランス	株式	PUBLICIS GROUPE	メディア・娯楽	10,621	14,410.92	153,058,479	15,342.94	162,957,391	1.52
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	19,833	7,945.59	157,584,917	8,092.23	160,493,204	1.50
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	2,609	63,610.95	165,960,981	60,971.45	159,074,530	1.48
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	2,345	66,580.39	156,131,016	67,718.43	158,799,731	1.48
フランス	株式	KERING	耐久消費財・アパレル	3,331	45,366.02	151,114,216	46,591.37	155,195,877	1.45
ブラジル	株式	EMBRAER SA-SPON ADR	資本財	16,402	9,359.38	153,512,564	9,308.37	152,675,983	1.42
アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	23,542	6,581.21	154,934,918	6,268.80	147,580,294	1.38
ガーンジー	株式	AMDOCS LTD	ソフトウェア・サービス	14,940	9,871.02	147,473,079	9,826.39	146,806,319	1.37

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。
（注2）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2.種類別及び業種別比率（2026年5月29日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	医薬品	0.95
	外国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.68
		ソフトウェア・サービス	9.46
		銀行	8.98
		ヘルスケア機器・サービス	8.55
		エネルギー	5.83
		保険	5.65
		資本財	5.31
		食品・飲料・タバコ	5.03
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.14
		生活必需品流通・小売り	3.74
		メディア・娯楽	3.64
		素材	3.35
		耐久消費財・アパレル	3.24
		金融サービス	3.21
		半導体・半導体製造装置	2.92
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.44
		公益事業	2.27
		運輸	1.86
		消費者サービス	1.47
		商業・専門サービス	1.16
		家庭用品・パーソナル用品	0.73
投資証券	－	－	0.68
合計			96.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第 36 特定期間末	（分配付）	3,135,631,304	（分配付）	9,157
（2016 年 10 月 17 日）	（分配落）	2,929,309,336	（分配落）	8,557
第 37 特定期間末	（分配付）	3,211,756,240	（分配付）	9,700
（2017 年 4 月 17 日）	（分配落）	3,014,190,336	（分配落）	9,100
第 38 特定期間末	（分配付）	3,084,805,986	（分配付）	10,231
（2017 年 10 月 16 日）	（分配落）	2,896,029,001	（分配落）	9,631
第 39 特定期間末	（分配付）	3,394,520,660	（分配付）	9,682
（2018 年 4 月 16 日）	（分配落）	3,199,384,898	（分配落）	9,082
第 40 特定期間末	（分配付）	4,037,883,308	（分配付）	9,024
（2018 年 10 月 15 日）	（分配落）	3,799,258,289	（分配落）	8,424
第 41 特定期間末	（分配付）	4,086,915,218	（分配付）	8,492
（2019 年 4 月 15 日）	（分配落）	3,857,786,986	（分配落）	8,012
第 42 特定期間末	（分配付）	3,546,783,084	（分配付）	7,498
（2019 年 10 月 15 日）	（分配落）	3,361,363,227	（分配落）	7,108
第 43 特定期間末	（分配付）	2,547,698,270	（分配付）	5,829
（2020 年 4 月 15 日）	（分配落）	2,374,882,460	（分配落）	5,439
第 44 特定期間末	（分配付）	2,720,065,111	（分配付）	6,037
（2020 年 10 月 15 日）	（分配落）	2,557,889,123	（分配落）	5,677
第 45 特定期間末	（分配付）	2,816,000,913	（分配付）	7,936
（2021 年 4 月 15 日）	（分配落）	2,686,748,427	（分配落）	7,606
第 46 特定期間末	（分配付）	2,427,217,837	（分配付）	8,250
（2021 年 10 月 15 日）	（分配落）	2,306,566,108	（分配落）	7,860
第 47 特定期間末	（分配付）	2,575,448,799	（分配付）	8,447
（2022 年 4 月 15 日）	（分配落）	2,445,995,228	（分配落）	7,997
第 48 特定期間末	（分配付）	3,299,479,958	（分配付）	7,918
（2022 年 10 月 17 日）	（分配落）	3,136,628,441	（分配落）	7,468
第 49 特定期間末	（分配付）	3,754,022,411	（分配付）	8,295
（2023 年 4 月 17 日）	（分配落）	3,574,684,767	（分配落）	7,875
第 50 特定期間末	（分配付）	4,608,850,937	（分配付）	8,791
（2023 年 10 月 16 日）	（分配落）	4,386,984,505	（分配落）	8,341
第 51 特定期間末	（分配付）	5,423,458,630	（分配付）	10,020
（2024 年 4 月 15 日）	（分配落）	5,164,505,027	（分配落）	9,540
第 52 特定期間末	（分配付）	6,034,119,454	（分配付）	10,093
（2024 年 10 月 15 日）	（分配落）	5,724,201,569	（分配落）	9,553
第 53 特定期間末	（分配付）	6,152,057,191	（分配付）	9,105
（2025 年 4 月 15 日）	（分配落）	5,782,677,469	（分配落）	8,535
第 54 特定期間末	（分配付）	8,499,070,652	（分配付）	10,816
（2025 年 10 月 15 日）	（分配落）	8,097,271,860	（分配落）	10,276
第 55 特定期間末	（分配付）	11,241,056,434	（分配付）	11,907
（2026 年 4 月 15 日）	（分配落）	10,708,106,032	（分配落）	11,307

	純資産総額（円）	基準価額（円）
2025年 5月末日	6,500,264,666	9,205
6月末日	7,041,843,406	9,568
7月末日	7,278,388,482	9,881
8月末日	7,422,791,417	9,889
9月末日	7,850,605,662	10,142
10月末日	8,444,335,854	10,611
11月末日	8,955,828,645	10,913
12月末日	9,516,823,160	11,209
2026年 1月末日	10,139,826,386	11,295
2月末日	10,538,340,210	11,566
3月末日	10,004,126,882	10,780
4月末日	10,725,416,519	11,220
5月末日	10,718,143,308	11,143

（注）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

②【分配の推移】

期　　間		1万口当たりの分配金
第36特定期間	自　2016年 4月16日 至　2016年10月17日	600円
第37特定期間	自　2016年10月18日 至　2017年 4月17日	600円
第38特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	600円
第39特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	600円
第40特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	600円
第41特定期間	自　2018年10月16日 至　2019年 4月15日	480円
第42特定期間	自　2019年 4月16日 至　2019年10月15日	390円
第43特定期間	自　2019年10月16日 至　2020年 4月15日	390円
第44特定期間	自　2020年 4月16日 至　2020年10月15日	360円
第45特定期間	自　2020年10月16日 至　2021年 4月15日	330円
第46特定期間	自　2021年 4月16日 至　2021年10月15日	390円
第47特定期間	自　2021年10月16日 至　2022年 4月15日	450円
第48特定期間	自　2022年 4月16日 至　2022年10月17日	450円
第49特定期間	自　2022年10月18日 至　2023年 4月17日	420円
第50特定期間	自　2023年 4月18日 至　2023年10月16日	450円
第51特定期間	自　2023年10月17日 至　2024年 4月15日	480円
第52特定期間	自　2024年 4月16日 至　2024年10月15日	540円
第53特定期間	自　2024年10月16日 至　2025年 4月15日	570円
第54特定期間	自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	540円
第55特定期間	自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日	600円

③【収益率の推移】

期　　間		収益率
第36特定期間	自　2016年 4月16日 至　2016年10月17日	△4.6%
第37特定期間	自　2016年10月18日 至　2017年 4月17日	13.4%
第38特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	12.4%
第39特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	0.5%
第40特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	△0.6%
第41特定期間	自　2018年10月16日 至　2019年 4月15日	0.8%
第42特定期間	自　2019年 4月16日 至　2019年10月15日	△6.4%
第43特定期間	自　2019年10月16日 至　2020年 4月15日	△18.0%
第44特定期間	自　2020年 4月16日 至　2020年10月15日	11.0%
第45特定期間	自　2020年10月16日 至　2021年 4月15日	39.8%
第46特定期間	自　2021年 4月16日 至　2021年10月15日	8.5%
第47特定期間	自　2021年10月16日 至　2022年 4月15日	7.5%
第48特定期間	自　2022年 4月16日 至　2022年10月17日	△1.0%
第49特定期間	自　2022年10月18日 至　2023年 4月17日	11.1%
第50特定期間	自　2023年 4月18日 至　2023年10月16日	11.6%
第51特定期間	自　2023年10月17日 至　2024年 4月15日	20.1%
第52特定期間	自　2024年 4月16日 至　2024年10月15日	5.8%
第53特定期間	自　2024年10月16日 至　2025年 4月15日	△4.7%
第54特定期間	自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	26.7%
第55特定期間	自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日	15.9%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。
収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期　　間		設定口数	解約口数
第36特定期間	自　2016年 4月16日 至　2016年10月17日	235,379,964	296,245,189
第37特定期間	自　2016年10月18日 至　2017年 4月17日	427,379,133	538,104,212
第38特定期間	自　2017年 4月18日 至　2017年10月16日	454,780,352	760,197,117
第39特定期間	自　2017年10月17日 至　2018年 4月16日	1,051,285,235	535,469,703
第40特定期間	自　2018年 4月17日 至　2018年10月15日	1,418,349,637	431,397,335
第41特定期間	自　2018年10月16日 至　2019年 4月15日	603,675,994	298,625,218
第42特定期間	自　2019年 4月16日 至　2019年10月15日	215,204,626	301,032,091
第43特定期間	自　2019年10月16日 至　2020年 4月15日	226,553,099	589,091,507
第44特定期間	自　2020年 4月16日 至　2020年10月15日	500,476,508	361,330,296
第45特定期間	自　2020年10月16日 至　2021年 4月15日	234,938,792	1,208,299,346
第46特定期間	自　2021年 4月16日 至　2021年10月15日	319,702,397	917,515,551
第47特定期間	自　2021年10月16日 至　2022年 4月15日	472,621,232	348,586,918
第48特定期間	自　2022年 4月16日 至　2022年10月17日	1,463,469,759	321,841,945
第49特定期間	自　2022年10月18日 至　2023年 4月17日	974,641,348	635,483,801
第50特定期間	自　2023年 4月18日 至　2023年10月16日	1,252,419,321	531,914,616
第51特定期間	自　2023年10月17日 至　2024年 4月15日	1,225,449,891	1,071,404,324
第52特定期間	自　2024年 4月16日 至　2024年10月15日	1,272,454,377	694,298,098
第53特定期間	自　2024年10月16日 至　2025年 4月15日	1,096,127,609	312,496,861
第54特定期間	自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	1,800,013,442	695,487,155
第55特定期間	自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日	2,261,862,066	671,995,468

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

≪参考情報≫

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2016年5月末～2026年5月末)

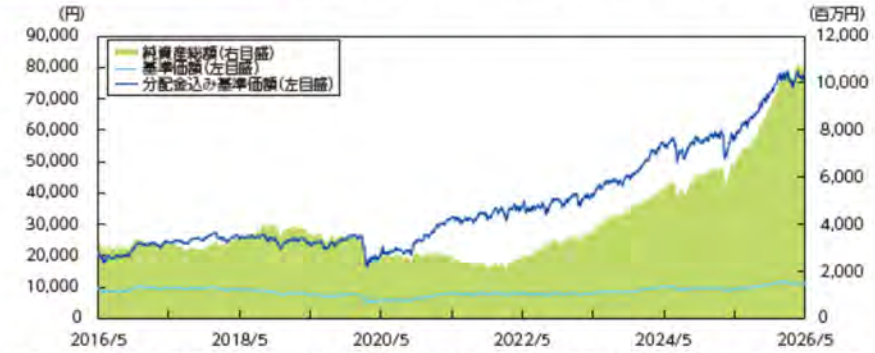

(2026年5月末現在)

基準価額	
	11,143円
純資産総額	
	10,718百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2026年 5月	110円	2025年 11月	90円
2026年 4月	110円	2025年 10月	90円
2026年 3月	110円	2025年 9月	90円
2026年 2月	110円	2025年 8月	90円
2026年 1月	90円	2025年 7月	90円
2025年 12月	90円	2025年 6月	90円

直近1年間累計	1,160円
設定来累計	18,670円

主要な資産の状況

(2026年5月末現在)

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
イギリス	GSK PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.54
フランス	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.52
ドイツ	SAP AG	ソフトウェア・サービス	2.27
イギリス	SHELL PLC-W/I-ADR	エネルギー	2.26
フランス	TOTALENERGIES SE	エネルギー	2.19
アメリカ	TEXTRON INC	資本財	2.12
アメリカ	CITIGROUP INC	銀行	2.07
アメリカ	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	2.07
スイス	UBS GROUP AG	金融サービス	2.06
アメリカ	BECTON DICKINSON AND CO	ヘルスケア機器・サービス	2.05

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)

※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2026年は年初から5月末までの騰落率を表示しています。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）取得申込の受付

受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込の受付は行いません。

取得申込の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。また、運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。

２）申込単位・申込価額

１．申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の２つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

２．申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.3%（税抜 3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎決算日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

２【換金（解約）手続等】

１．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権を

もって行うものとします。なお、解約単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

２．一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

３．解約請求の受付は、原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

４．一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

５．委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止することができます。

６．一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記４．の規定に準じて算出された価額とします。

７．一部解約の価額については、委託会社の営業日に日々算出されます。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

８．解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目からとします。

９．換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

１）基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

２）組入株式の評価は、国内株式については原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、外国株式については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

3）基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号　03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了 をご参照ください。）

（4）【計算期間】

原則として毎月16日から翌月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

1）信託の終了

1．投資信託契約の解約

イ）委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ）委託会社は、前記イ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ）前記ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ）前記ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ）の投資信託契約の解約をしません。

ホ）委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ）前記ハ）からホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ）の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記３）信託約款の変更４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３．受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

３）信託約款の変更

１.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の信託約款を変更しません。

５．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記１．から５．までの規定に従います。

４）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

５）反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

６）運用報告書

委託会社は、原則として６ヵ月毎（4 月および 10 月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して提供または交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により提供または交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ　https://www.pinebridge.co.jp/

７）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

８）関係会社との契約の更改

１．販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は１年とし、期間満了の３ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

２．投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間で締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は１年とし、期間満了の３ヵ月前まで

に、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社において支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合にはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55特定期間（2025年10月16日から2026年4月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２６年6月３０日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水 永　真 太 郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ワールド株式・オープンの２０２５年１０月１６日から２０２６年４月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ワールド株式・オープンの２０２６年４月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1【財務諸表】

パインブリッジ・ワールド株式・オープン

(1)【貸借対照表】

区分	注記事項	第54特定期間 (2025年10月15日現在)	第55特定期間 (2026年4月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		214,324,968	325,197,289
コール・ローン		133,587,265	285,634,915
株式		7,778,297,032	10,134,013,801
投資証券		55,867,686	74,832,635
派生商品評価勘定		－	945
未収配当金		6,110,538	14,137,187
未収利息		1,646	5,477
流動資産合計		8,188,189,135	10,833,822,249
資産合計		8,188,189,135	10,833,822,249
負債の部			
流動負債			
未払金		5,261,134	－
未払収益分配金		70,921,095	104,169,871
未払解約金		2,919,243	5,773,805
未払受託者報酬		695,046	927,797
未払委託者報酬		11,120,757	14,844,744
流動負債合計		90,917,275	125,716,217
負債合計		90,917,275	125,716,217
純資産の部			
元本等			
元本		7,880,121,754	9,469,988,352
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		217,150,106	1,238,117,680
（分配準備積立金）		1,224,893,957	1,924,890,609
元本等合計		8,097,271,860	10,708,106,032
純資産合計		8,097,271,860	10,708,106,032
負債純資産合計		8,188,189,135	10,833,822,249

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	注記事項	第54特定期間 自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	第55特定期間 自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		109,969,903	94,191,254
受取利息		270,969	452,711
有価証券売買等損益		1,171,361,996	889,614,681
為替差損益		443,797,037	478,382,739
その他収益		6,964	1,531
営業収益合計		1,725,406,869	1,462,642,916
営業費用			
受託者報酬		3,891,875	5,278,842
委託者報酬		62,269,940	84,461,469
その他費用		2,028,214	2,207,338
営業費用合計		68,190,029	91,947,649
営業利益又は営業損失（△）		1,657,216,840	1,370,695,267
経常利益又は経常損失（△）		1,657,216,840	1,370,695,267
当期純利益又は当期純損失（△）		1,657,216,840	1,370,695,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		9,931,894	7,057,607
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△992,917,998	217,150,106
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,824,948	252,368,813
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		32,877,439	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,947,509	252,368,813
剰余金減少額又は欠損金増加額		75,242,998	62,088,497
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		225,195	62,088,497
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		75,017,803	－
分配金		401,798,792	532,950,402
期末剰余金又は期末欠損金（△）		217,150,106	1,238,117,680

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、特定期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第54特定期間 (2025年10月15日現在)	第55特定期間 (2026年4月15日現在)
1.期首元本額	6,775,595,467円	7,880,121,754円
期中追加設定元本額	1,800,013,442円	2,261,862,066円
期中一部解約元本額	695,487,155円	671,995,468円
2.受益権の総数	7,880,121,754口	9,469,988,352口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第54特定期間 自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	第55特定期間 自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	17,513,352円	23,754,714円
2.分配金の計算過程		
	［2025年4月16日から 2025年5月15日まで の計算期間］	［2025年10月16日から 2025年11月17日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	20,311,318円	8,340,082円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	373,571,248円
収益調整金額	8,379,855,485円	10,051,242,501円
分配準備積立金額	717,743,046円	1,206,095,273円
当ファンドの分配対象収益額	9,117,909,849円	11,639,249,104円
当ファンドの期末残存口数	6,997,706,242口	8,184,265,254口
1万口当たり収益分配対象額	13,029.85円	14,221.49円
1万口当たり分配金額	90.00円	90.00円
収益分配金金額	62,979,356円	73,658,387円
	［2025年5月16日から 2025年6月16日まで の計算期間］	［2025年11月18日から 2025年12月15日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	29,440,429円	15,682,655円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	352,616,958円
収益調整金額	8,779,129,194円	10,440,033,631円
分配準備積立金額	671,218,180円	1,495,493,086円
当ファンドの分配対象収益額	9,479,787,803円	12,303,826,330円
当ファンドの期末残存口数	7,302,586,561口	8,445,748,739口
1万口当たり収益分配対象額	12,981.41円	14,568.07円
1万口当たり分配金額	90.00円	90.00円
収益分配金金額	65,723,279円	76,011,738円
	［2025年6月17日から 2025年7月15日まで の計算期間］	［2025年12月16日から 2026年 1月15日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	12,951,471円	26,659,788円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	296,958,117円	515,004,898円
収益調整金額	8,922,441,036円	10,783,180,715円
分配準備積立金額	620,886,776円	1,748,107,113円
当ファンドの分配対象収益額	9,853,237,400円	13,072,952,514円
当ファンドの期末残存口数	7,402,659,235口	8,654,858,511口
1万口当たり収益分配対象額	13,310.40円	15,104.75円
1万口当たり分配金額	90.00円	90.00円
収益分配金金額	66,623,933円	77,893,726円

項目	第54特定期間 自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	第55特定期間 自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日
	［2025年7月16日から 2025年8月15日まで の計算期間］	［2026年1月16日から 2026年2月16日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	18,447,985円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	167,167,911円	0円
収益調整金額	8,992,564,032円	11,410,793,735円
分配準備積立金額	834,898,925円	2,193,599,986円
当ファンドの分配対象収益額	10,013,078,853円	13,604,393,721円
当ファンドの期末残存口数	7,433,452,652口	9,060,682,363口
1万口当たり収益分配対象額	13,470.29円	15,014.75円
1万口当たり分配金額	90.00円	110.00円
収益分配金金額	66,901,073円	99,667,505円
	［2025年8月16日から 2025年9月16日まで の計算期間］	［2026年2月17日から 2026年3月16日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	9,747,199円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	158,193,441円	0円
収益調整金額	9,261,222,316円	11,689,196,020円
分配準備積立金額	945,027,120円	2,070,632,369円
当ファンドの分配対象収益額	10,374,190,076円	13,759,828,389円
当ファンドの期末残存口数	7,627,784,027口	9,231,743,238口
1万口当たり収益分配対象額	13,600.52円	14,904.90円
1万口当たり分配金額	90.00円	110.00円
収益分配金金額	68,650,056円	101,549,175円
	［2025年 9月17日から 2025年10月15日まで の計算期間］	［2026年3月17日から 2026年4月15日まで の計算期間］
費用控除後の配当等収益額	11,541,529円	17,368,080円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	251,573,201円	59,273,435円
収益調整金額	9,613,965,521円	12,058,595,295円
分配準備積立金額	1,032,700,322円	1,952,418,965円
当ファンドの分配対象収益額	10,909,780,573円	14,087,655,775円
当ファンドの期末残存口数	7,880,121,754口	9,469,988,352口
1万口当たり収益分配対象額	13,844.68円	14,876.10円
1万口当たり分配金額	90.00円	110.00円
収益分配金金額	70,921,095円	104,169,871円

（金融商品に関する注記）

I　金融商品の状況に関する事項

項目	第54特定期間 自　2025年 4月16日 至　2025年10月15日	第55特定期間 自　2025年10月16日 至　2026年 4月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第54特定期間 (2025年10月15日現在)	第55特定期間 (2026年4月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「(デリバティブ取引等に関する注記)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種類	第54特定期間 （2025年10月15日現在）	第55特定期間 （2026年4月15日現在）
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	98,586,515	342,339,367
投資証券	△4,581,687	9,268,487
合計	94,004,828	351,607,854

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第54特定期間（2025年10月15日現在）
該当事項はありません。

区分	種類	第55特定期間（2026年4月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米国ドル	55,608,000	－	55,608,945	945
合計		55,608,000	－	55,608,945	945

（注）時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第54特定期間 (2025年10月15日現在)	第55特定期間 (2026年4月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0276円 (10,276円)	1.1307円 (11,307円)

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表 (2026年4月15日現在)

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	武田薬品工業	19,900	5,654.00	112,514,600	
小計		19,900		112,514,600	
米国ドル	HALLIBURTON CO	23,542	37.51	883,060.42	
	SHELL PLC-W/I-ADR	18,134	91.36	1,656,722.24	
	WESTLAKE CORP	9,284	117.93	1,094,862.12	
	CAE INC	27,461	27.97	768,084.17	
	EMBRAER SA-SPON ADR	16,402	69.46	1,139,282.92	
	EMERSON ELECTRIC CO	3,414	144.56	493,527.84	
	TEXTRON INC	15,485	92.65	1,434,685.25	
	EQUIFAX INC	3,571	186.43	665,741.53	
	FEDEX CORP	3,046	370.14	1,127,446.44	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	5,418	105.58	572,032.44	
	COMCAST CORP-CL A	27,519	28.14	774,384.66	
	CVS HEALTH CORPORATION	8,480	77.62	658,217.60	
	BECTON DICKINSON AND CO	6,829	155.73	1,063,480.17	
	HCA HEALTHCARE INC	1,548	498.66	771,925.68	
	MCKESSON CORP	787	862.79	679,015.73	
	THE CIGNA GROUP	4,886	272.60	1,331,923.60	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	2,900	314.19	911,151.00	
	GRIFOLS SA-ADR	77,958	8.50	662,643.00	
	ICON PLC	6,182	113.06	698,936.92	
	MERCK & CO INC	10,288	119.96	1,234,148.48	
	PFIZER INC	42,201	27.11	1,144,069.11	
	BANK OF AMERICA CORP	19,833	53.35	1,058,090.55	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
	CITIGROUP INC	11,145	129.58	1,444,169.10	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	3,105	221.20	686,826.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	11,997	81.70	980,154.90	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	6,632	96.20	637,998.40	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	3,611	219.91	794,095.01	
	PROGRESSIVE CORP	4,009	196.59	788,129.31	
	ALPHABET INC-CL A	2,631	332.91	875,886.21	
	AMDOCS LTD	14,496	64.98	941,950.08	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	12,717	60.04	763,528.68	
	EPAM SYSTEMS INC	5,938	127.41	756,560.58	
	FISERV INC	9,348	59.02	551,718.96	
	EVERGY INC	8,333	81.92	682,639.36	
	MICRON TECHNOLOGY INC.	1,769	465.66	823,752.54	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	2,345	379.89	890,842.05	
小計		433,244		32,441,683.05	
				(5,155,307,853)	
メキシコ・ペソ	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	402,822	57.22	23,049,474.84	
小計		402,822		23,049,474.84	
				(212,149,671)	
ブラジル・レアル	AMBEV SA	328,300	15.89	5,216,687.00	
小計		328,300		5,216,687.00	
				(166,057,058)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	18,686	77.39	1,446,109.54	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	2,859	190.45	544,496.55	
	KERING	3,212	280.00	899,360.00	
	SODEXO SA	12,844	39.86	511,961.84	
	PUBLICIS GROUPE	9,288	76.32	708,860.16	
	CARREFOUR SA	25,697	16.62	427,212.62	
	HEINEKEN NV	15,632	68.00	1,062,976.00	
	PERNOD RICARD SA	9,023	66.68	601,653.64	
	SANOFI	18,177	81.02	1,472,700.54	
	ERSTE GROUP BANK AG	11,680	106.20	1,240,416.00	
	CAPGEMINI SE	6,768	104.70	708,609.60	
	SAP AG	7,304	143.46	1,047,831.84	
小計		141,170		10,672,188.33	
				(1,999,861,371)	
英国ポンド	MONDI PLC	68,677	8.57	588,973.95	
	IMPERIAL BRANDS PLC	13,907	29.33	407,892.31	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7,829	50.66	396,617.14	
	SMITH & NEPHEW PLC	53,142	12.63	671,183.46	
	GSK PLC	66,136	21.90	1,448,378.40	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	6,430	91.50	588,345.00	
	NATIONAL GRID PLC	50,922	13.09	666,670.82	
小計		267,043		4,768,061.08	
				(1,028,470,774)	

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
スイス・フラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	2,366	156.35	369,924.10	
	UBS GROUP AG	29,659	33.48	992,983.32	
小計		32,025		1,362,907.42	
				(277,242,627)	
香港ドル	NETEASE INC	29,800	175.30	5,223,940.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	75,100	124.50	9,349,950.00	
	TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	1,335,400	2.72	3,632,288.00	
	AIA GROUP LTD	120,400	87.00	10,474,800.00	
小計		1,560,700		28,680,978.00	
				(581,650,233)	
マレーシア・リンギット	GENTING BHD	495,800	2.34	1,160,172.00	
小計		495,800		1,160,172.00	
				(46,676,852)	
インドネシア・ルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,866,700	3,460.00	9,918,782,000.00	
小計		2,866,700		9,918,782,000.00	
				(92,244,672)	
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	4,014	206,500.00	828,891,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	10,464	141,400.00	1,479,609,600.00	
小計		14,478		2,308,500,600.00	
				(249,144,927)	
台湾ドル	WIWYNN CORP	8,000	3,755.00	30,040,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	6,000	2,055.00	12,330,000.00	
小計		14,000		42,370,000.00	
				(212,693,163)	
合計				10,134,013,801	
				(10,021,499,201)	

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
メキシコ・ペソ	投資証券	TRUST FIBRA UNO	265,698	8,130,358.80	
小計			265,698	8,130,358.80	
				(74,832,635)	
合計				74,832,635	
				(74,832,635)	

(注)1.投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2.通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

3.合計欄の記載は邦貨額であり、（　　）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	株式	36銘柄	100.0%	－	51.1%
メキシコ・ペソ	株式	1銘柄	73.9%	－	2.8%
	投資証券	1銘柄	－	26.1%	
ブラジル・レアル	株式	1銘柄	100.0%	－	1.6%
ユーロ	株式	12銘柄	100.0%	－	19.8%
英国ポンド	株式	7銘柄	100.0%	－	10.2%
スイス・フラン	株式	2銘柄	100.0%	－	2.7%
香港ドル	株式	4銘柄	100.0%	－	5.8%
マレーシア・リンギット	株式	1銘柄	100.0%	－	0.5%
インドネシア・ルピア	株式	1銘柄	100.0%	－	0.9%
韓国ウォン	株式	2銘柄	100.0%	－	2.5%
台湾ドル	株式	2銘柄	100.0%	－	2.1%

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年5月29日現在）

Ⅰ　資産総額	10,733,015,054 円
Ⅱ　負債総額	14,871,746 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,718,143,308 円
Ⅳ　発行済数量（口）	9,618,798,935 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.1143 円 （11,143 円）

（注）Ⅰの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007 年１月４日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1.名義書換

該当事項はありません。

2.受益者に対する特典

該当事項はありません。

3.譲渡制限

該当事項はありません。

4.受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したと

きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（2026年5月末日現在）

・資本金の額　　1,000,000,000円

・会社が発行する株式の総数　　50,000株

・発行済株式総数　　42,000株

・資本金の額の増減（最近5年間）　　該当事項はありません。

・会社の機構

（１）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（２）運用の意思決定

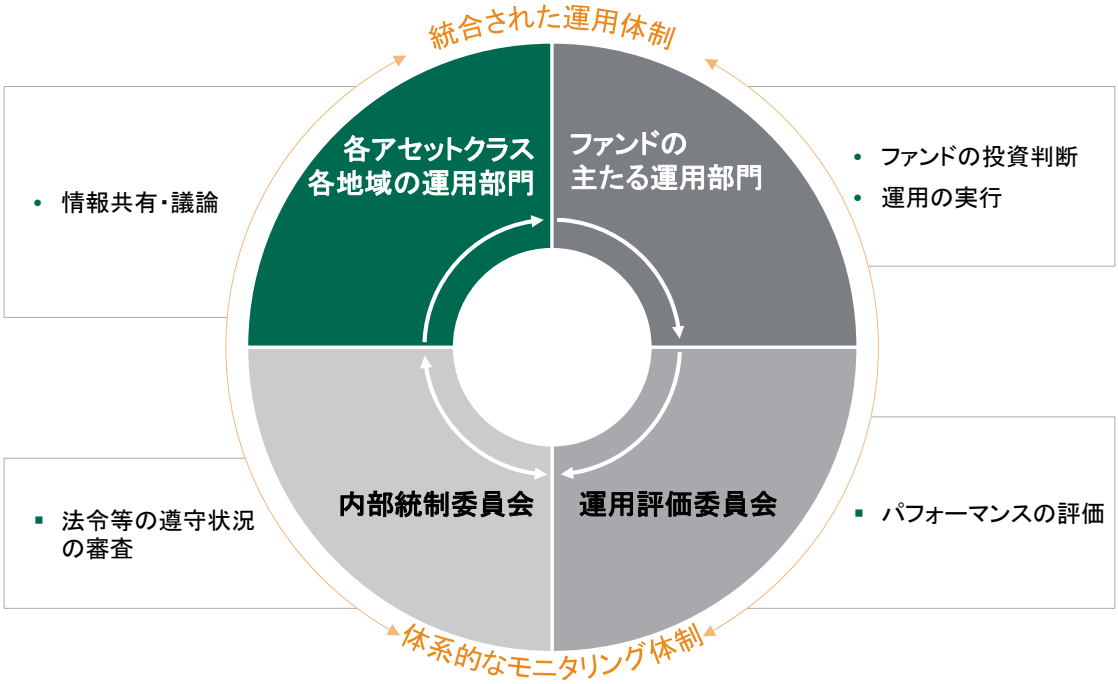

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

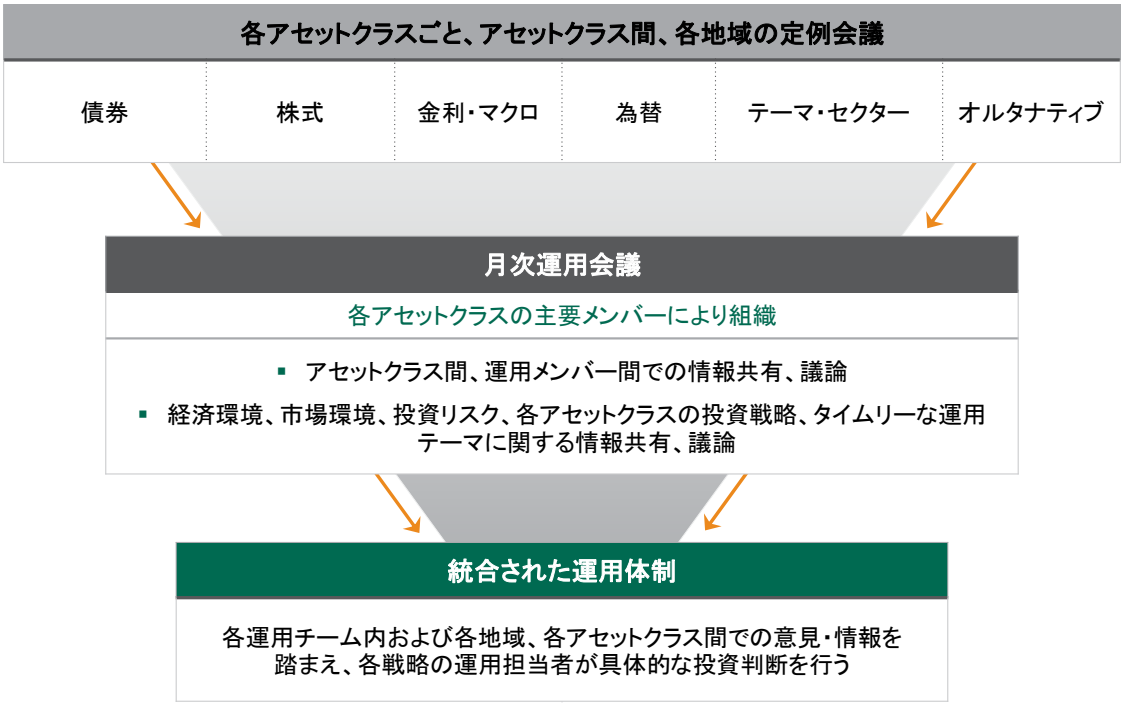

※前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2026年5月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	6,505 百万円
追加型株式投資信託	54	402,503 百万円
合計	57	409,008 百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

２．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

３．当社は、第41期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第１項の規定により、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２６年3月２４日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取 締 役 会　 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水 永 真 太 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２５年１月１日から２０２５年１２月３１日までの第４１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の２０２５年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第40期 (2024年12月31日現在)		第41期 (2025年12月31日現在)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		564,882		850,776
短期貸付金		524,000		－
前払金		1,061		116
前払費用		29,290		32,725
未収入金		126,642		76,473
未収委託者報酬		720,973		642,986
未収運用受託報酬		107,368		136,457
未収還付消費税等		－		7,580
立替金		1,844		976
未収収益		1,804		－
流動資産合計		2,077,867		1,748,091
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	71,364	*1	65,627
工具器具備品	*1	10,983	*1	8,385
有形固定資産合計		82,347		74,013
無形固定資産				
ソフトウェア		161		80
電話加入権		0		0
無形固定資産合計		161		80
投資その他の資産				
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		42,245		42,605
繰延税金資産		101,951		84,573
投資その他の資産合計		308,211		291,192
固定資産合計		390,720		365,286
資産合計		2,468,587		2,113,378

（単位：千円）

	第40期 （2024年12月31日現在）	第41期 （2025年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	22,725	21,770
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	310,489	276,867
その他未払金	200,750	130,081
未払費用	493,922	510,855
未払役員賞与	34,369	19,711
未払法人税等	21,640	2,539
未払消費税等	40,310	－
流動負債合計	1,124,449	962,065
固定負債		
賞与引当金	114,717	21,275
役員賞与引当金	30,327	－
退職給付引当金	108,306	107,950
役員退職慰労引当金	8,080	－
固定負債合計	261,431	129,225
負債合計	1,385,880	1,091,291
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	△ 471,282	△ 531,902
利益剰余金合計	23,830	△ 36,789
株主資本合計	1,082,706	1,022,087
純資産合計	1,082,706	1,022,087
負債・純資産合計	2,468,587	2,113,378

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第40期 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）	第41期 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,312,754	3,698,495
運用受託報酬	349,069	350,229
その他営業収益	234,339	208,004
営業収益合計	4,896,162	4,256,729
営業費用		
支払手数料	1,987,610	1,684,147
広告宣伝費	4,707	4,360
調査費		
調査費	610,638	625,742
委託調査費	872,855	739,364
営業雑経費		
通信費	11,222	10,106
印刷費	29,759	26,151
協会費	4,054	3,611
図書費	1,320	1,446
営業費用合計	3,522,170	3,094,930
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	627,588	619,693
賞与	166,237	146,313
役員賞与	43,477	700
賞与引当金繰入	17,258	31,295
役員賞与引当金繰入	5,535	－
交際費	3,537	6,190
旅費交通費	8,186	8,759
租税公課	27,750	27,459
不動産賃借料	81,329	81,859
退職給付費用	36,150	34,268
役員退職慰労引当金繰入	780	781
固定資産減価償却費	10,696	9,818
業務委託費	163,895	164,027
諸経費	34,069	36,619
一般管理費合計	1,265,093	1,206,386
営業利益又は営業損失（△）	108,899	△ 44,588

営業外収益		
受取利息	6,916	4,156
雑収入	－	1,062
営業外収益合計	6,916	5,219
営業外費用		
為替差損	20,420	1,697
支払利息	61	－
営業外費用合計	20,482	1,697
経常利益又は経常損失（△）	95,334	△ 41,066
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	95,334	△ 41,066
法人税、住民税及び事業税	8,693	2,174
法人税等調整額	22,359	17,378
法人税等合計	31,053	19,552
当期純利益又は当期純損失（△）	64,281	△ 60,619

(3)【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年 1月 1日　至 2024年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					任意積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 535,563	△ 40,451	1,018,425	1,018,425
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	－	64,281	64,281	64,281	64,281
当期変動額合計	－	－	－	－	－	64,281	64,281	64,281	64,281
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 471,282	23,830	1,082,706	1,082,706

第41期（自 2025年 1月 1日　至 2025年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					任意積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 471,282	23,830	1,082,706	1,082,706
当期変動額									
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△ 60,619	△ 60,619	△ 60,619	△ 60,619
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 60,619	△ 60,619	△ 60,619	△ 60,619
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	△ 531,902	△ 36,789	1,022,087	1,022,087

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5.収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ その他営業収益 運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。 ④ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 2024年12月31日現在	第41期 2025年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　62,231千円 工具器具備品　26,611千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　67,967千円 工具器具備品　30,611千円 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年 1月 1日　至 2024年12月31日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	―	―	42,000 株

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

第41期（自 2025年 1月 1日　至 2025年12月31日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	－	－	42,000 株

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期（自 2024年 1月 1日　至 2024年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産･負債を保有しているため､為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､記載すべき事項はございません｡また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬 、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから､注記を省略しております｡子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価　：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価　：　レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価　：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

第41期（自 2025年 1月 1日　至 2025年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産･負債を保有しているため､為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､記載すべき事項はございません｡また、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬 、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価　：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価　：　レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価　：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第40期（2024年12月31日現在）

子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

第41期（2025年12月31日現在）

子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

（退職給付関係）

第40期（2024年12月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	101,580
退職給付費用	12,742
退職給付の支払額	△ 6,017
期末における退職給付引当金	108,306

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	108,306
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	108,306

退職給付引当金	108,306
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	108,306

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	12,742千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,407千円でありました。

第41期（2025年12月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	108,306
退職給付費用	11,676
退職給付の支払額	△ 12,033
期末における退職給付引当金	107,950

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	107,950
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,950

退職給付引当金	107,950
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	107,950

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,676千円

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,591千円でありました。

（税効果会計関係）

第40期
2024年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産　　（単位：千円）

税務上の繰越欠損金（注）2	184,552
未払金否認	14,776
未払賞与・賞与引当金否認	93,417
退職給付引当金否認	33,163
役員退職慰労引当金否認	2,474
減損損失	3,160
資産除去債務	11,544
その他	21,340
繰延税金資産小計	364,430
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 177,462
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 85,016
評価性引当額小計（注）1	△ 262,478
繰延税金資産合計	101,951
繰延税金資産の純額	101,951

（注）1　評価性引当額が17,584千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことに伴い、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	74,676	57,567	－	－	52,308	－	184,552
評価性引当額	△ 67,585	△ 57,567	－	－	△ 52,308	－	△ 177,462
繰延税金資産	7,090	－	－	－	－	－	7,090

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	15.7%
住民税均等割	2.6%
評価性引当額	△ 18.4%
その他	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

第41期
2025年12月31日現在

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産　　（単位：千円）

税務上の繰越欠損金（注）2	166,089
未払金否認	14,636
未払賞与・賞与引当金否認	63,085
退職給付引当金否認	34,579
役員退職慰労引当金否認	2,713
減損損失	2,605
資産除去債務	11,546
その他	6,516
繰延税金資産小計	301,771
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△ 163,707
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 53,490
評価性引当額小計（注）1	△ 217,198
繰延税金資産合計	84,573
繰延税金資産の純額	84,573

（注）1　繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額74,439千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	57,567	－	－	52,308	－	56,186	166,063
評価性引当額	△ 55,212	－	－	△ 52,308	－	△ 56,186	△ 163,707
繰延税金資産	2,355	－	－	－	－	－	2,355

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第40期
自　2024年 1月 1日
至　2024年12月31日

1.　収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	4,312,754千円
運用受託報酬	311,617千円
その他営業収益	234,339千円
成功報酬（注）	37,451千円
合計	4,896,162千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第41期
自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日

1.　収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,698,495千円
運用受託報酬	350,229千円
その他営業収益	208,004千円
成功報酬（注）	－ 千円
合計	4,256,729千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第40期
自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	4,312,754	349,069	234,339

(2) 地域毎の情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
4,551,167	177,259	154,949	12,785	4,896,162

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第41期
自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,698,495	350,229	208,004

(2) 地域毎の情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,886,615	187,514	115,878	66,720	4,256,729

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第40期（自 2024年 1月 1日　至 2024年12月31日）

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス USLLC	アメリカ、ニューヨーク州	千US ドル 313,597	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *6	千円 524,000	短期貸付金	千円 524,000
								受取利息 *6	千円 6,902	未収収益	千円 1,804
								調査費の支払 *7	千円 81,155	その他未払金	千円 16,872
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 196,396	その他未払金	千円 67,687
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千US ドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 145,506	未収入金	千円 37,081
								委託調査費の支払 *4	千円 598,823	未払費用	千円 137,691
								調査費の支払 *7	千円 48,310	その他未払金	千円 18,983
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 119,468	未収入金	千円 29,979
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 79,944	未払費用	千円 18,934
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千HK ドル 222,061	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 115,548	その他未払金	千円 17,272

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

＊7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第41期（自 2025年 1月 1日　至 2025年12月31日）

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千US ドル 395,773	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	調査費の支払 *6	千円 97,780	その他未払金	千円 18,548
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 171,839	その他未払金	千円 10,731
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千US ドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 133,631	未収入金	千円 22,597
								委託調査費の支払 *4	千円 436,489	未払費用	千円 78,173
								調査費の支払 *6	千円 76,626	その他未払金	千円 17,169
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 105,548	未収入金	千円 7,121
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 11,321	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 57,383	未払費用	千円 9,503
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 96,138	持株会社	-	-	サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 16,078	未収入金	千円 22,896
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千HK ドル 222,061	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 96,353	その他未払金	千円 4,924
								運用受託報酬の受取 *7	千円 65,538	未収運用受託報酬	千円 42,453
同一の親会社を持つ会社	メットライフ生命保険株式会社	日本、東京	百万円 111,308	生命保険会社	-	-	投資信託の販売委託契約	販売代行手数料の支払 *8	千円 1,855	未払手数料	千円 102,708

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

＊1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

＊2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

＊4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊6調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

＊7運用受託報酬の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

＊8販売代行手数料の支払については、ファンドの運用資産の残高に対する一定の比率により決定しております。尚、メットライフ生命保険株式会社は、2025年12月30日付でメットライフ・インベストメント・マネジメント・ホールディングス・アイルランド・リミテッドがパインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッドを買収したことにより、当社と同一の親会社を持つ会社となりました。上記取引金額は、関連当事者に該当することとなった以降の取引を集計しております。

2.親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

メットライフ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場しております）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日		第41期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日	
1株当たり純資産額	25,778円73銭	1株当たり純資産額	24,335円40銭
1株当たり当期純利益金額	1,530円50銭	1株当たり当期純損失金額	1,443円32銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日		第41期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日	
当期純利益	64,281 千円	当期純損失	60,619 千円
普通株主に帰属しない金額	－	普通株主に帰属しない金額	－
普通株主に係る当期純利益	64,281 千円	普通株主に係る当期純損失	60,619 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（注） 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

（重要な後発事象）

第40期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第41期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

パインブリッジ・ワールド株式・オープン

約　款

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、世界各国の株式へ投資することにより、長期的に信託財産の成長を目指します。

２．運用方法

（１）投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 世界各国（エマージングカントリーを含みます。）の株式市場を投資対象として、バリューアプローチによって、本源的価値を下回った価格で取引されている割安銘柄の発掘に努め、厳選して投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

② 外貨建資産については基本的には対円での為替ヘッジを行わない方針ですが、為替動向により円高が見込まれる場合には、為替ヘッジを行うこともあります。

③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 運用にあたっては、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

（３）投資制限

① 株式への投資には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資には制限を設けません。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。

⑨ 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎月の決算時（原則として毎月15日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
パインブリッジ・ワールド株式・オープン
約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第1条　この信託は、証券投資信託であり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
（信託の事務の委託）
第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第16条の2第1項および第2項、第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第3条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
（信託金の限度額）
第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第7項、第49条、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項による信託終了の日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第6条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ、均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第11条　この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受け、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されること

により定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものをいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位（お申込みは 1 口以上とします。）をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

③ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、第 5 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に 3%の率を乗じて得た額を上限とし、委託者ならびに委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が独自に定めるものとします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、受益者が第 44 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項および第 2 項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替

先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（運用の指図範囲および株式等への投資制限）

第16条　委託者（第17条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第18条から第25条、第27条、第32条および第33条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）
第 16 条の 2　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第 28 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における投資信託財産との間で、第 16 条に定める資産への投資ならびに第 20 条、第 21 条、第 27 条、第 32 条から第 34 条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。
② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

（運用の基本方針）
第 17 条　委託者は、信託財産の運用に当たっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）
第 17 条の 2　委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次のものに委託します。
商号　ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エルピー（Brandes Investment Partners, L.P.）
所在地　11988 El Camino Real, Suite 500　San Diego, CA 92191-9048 U.S.A.
② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 40 条に基づいて委託者が収受する報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 49.5 以内の率を乗じて得た金額とします。
③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更あるいは運用の指図に関する権限の委託を他の者に変更することができます。

（投資する株式等の範囲）
第 18 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）
第 19 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）
第 20 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）
第 21 条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証

券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 22 条　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 23 条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 24 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額

が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 25 条　（ 削除 ）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 26 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第 27 条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 28 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図（指図にかかる権限の全部または一部の委託を受けた者の指図を含む。）により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 29 条　（ 削除 ）

（混蔵寄託）

第 30 条　金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 32 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金およびの償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる 利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（信託財産に関する報告）

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 170 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 41 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 42 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 44 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 43 条 （削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 44 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、委託者、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。また、委託者は委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）は、受益者毎の当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込みにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関の営業所において行うものとします。ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 45 条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（委託者自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 46 条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することが出来ます。

（信託の一部解約）

第 47 条　受益者（委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが

確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。

⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑫ 第9項から第11項までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

⑬ 第1項の場合の解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から第5項までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会

社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款を変更しません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 55 条　第 47 条第 7 項に規定する信託契約の解約または第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 47 条第 9 項または第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する金融商品取引業者ならびに登録金融機関の協議により決定するものとします。

（公告）

第 56 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 58 条　この信託契約の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則

第 1 条　第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条　平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の再交付）から第 14 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 11 月 12 日

委託者　　パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社